## 令和7年度再商品化実施委託単価について

## ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

再商品化実施	①市町村からの引取り見込量×②再商品化事業者見込委託単価+③協会経費=④
委託単価⑥	⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量

## <令和7年度再商品化実施委託単価の算出根拠>(単価・金額共 消費税抜)

		①市町村	②再商品化	③協会経費	④再商品化	⑤特定事業	⑥令和7年度
		からの引取り	事業者見込	(千円)	総費用	者等からの	再商品化実
		見込量	委託単価		(千円)	再商品化実	施委託単価
		(トン)	(円/トン)		≒(1×2)+3	施委託申込	<b>≑</b> 4)÷5
						見込量	(円/トン)
						(トン)	
ガラスびん	無色	100,000	9,800	84,826	1,064,826	95,900	11,000
	茶色	102,000	11,200	84,826	1,227,226	88,300	13,900
	その他色	131,000	18,000	84,826	2,442,826	120,600	20,200
ΡΕΤボトル		7,800	58,000	*928,725	1,381,125	158,000	8,800
紙製容器包装		5,600	14,500	327,139	408,339	18,950	22,000
プラスチック製容器包装		704,620	63,000	930,000	45,321,000	726,300	63,000

- 注1)上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆 有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収 入は市町村に拠出されます。(PETボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)
- 注2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。
- \* P E Tボトルの協会経費予算は 1,598,721 (千円)です。これに令和7年度の有償収入に係る消費税相当額 1,013,247 (千円)を充当するため、残額は 585,474 (千円)となります。他方、有償拠出金の3月分は次年度 に拠出しますが、6年度と7年度計画では7年度の額が多いため、差の343,251 (千円)が加算されます。この結果、特定事業者の実質的な負担経費は、928,725円 (千円)となります。